

C. Babbage on Taxation

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-08-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 村田, 和博 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1013

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



C. バベッジにおける課税論

C. Babbage on Taxation

村 田 和 博

MURATA, Kazuhiro

はじめに

チャールズ・バベッジ (Charles Babbage, 以下、バベッジと省略) に対する従来の評価は、主に、「コンピュータの創始者」や「科学的管理や経営管理の開祖」として与えられてきたように思える。これら二つの分野に対するバベッジの先見性は多くの先行研究者により高く評価されており、看過してよいものではない¹。しかしながら、バベッジの関心がこれら二つの分野に限定されていたと考えるべきではない。実際、バベッジは博学な人物で、彼の研究領域は、工学、経営学はむろんのこと、地質学、数学²、経済学、政治学³等の分野にまで及んでいる⁴。

そこで、本稿は、従来あまり研究されることのなかった領域でのバベッジを探るべく、彼の『財産税に関する課税の原則とその例外についての所見』(*Thoughts on the Principles of Taxation with Reference to a Property Tax and Its Exceptions*, 1848 (初版)。以下、『財産税に関する課税の原則』と省略する)⁵と『選挙権の拡大に関する所見』(*Thoughts upon an Extension of the Franchise*, 1865) に主に依拠しつつ、今までほとんど注目されることのなかった彼の課税

に対する見解を明らかにしたい。

『財産税に関する課税の原則』は、バベッジ全集で25頁分 (pp.32-56)、『選挙権の拡大に関する所見』は5頁分 (pp.182-186) しかなく、記述量から見れば、課税理論が詳細に記述されているとは言い難い。しかしながら、彼の課税に対する主張の趣旨や立場については、おおよそ読み取ることができる。

1、公平な租税

課税についてのバベッジの説明は、『選挙権の拡大に関する所見』ではごくわずかしき与えられておらず、『財産税に関する課税の原則』での説明の方が詳しい。そこで、課税については、『財産税に関する課税の原則』に主に依拠し、必要に応じて『選挙権の拡大に関する所見』と照らし合わせていくことにする。

なぜ国民は政府に対して租税を負担しなければならないのか。いわゆる課税の根拠について、バベッジは「財産の保護 (protection of property)」⁶と「人身の保護 (protection of the person)」⁷ または「人身の自由の保護 (protection of his personal liberty)」⁸ の二つをあげている⁹。すなわち、政府の主要な職能は人身と財産の保護であって、その職能を

キーワード：C. バベッジ、課税、租税

Key words : C.Babbage, taxation, taxes

果たすために政府は課税して歳入を得ている。むろん、政府は財産と人身の保護のためだけに歳出しているわけではない。公務員に対する給与、政府が使用する建物に対する使用料、さらに海軍と陸軍の軍需品に対する支出、をバベッジはあげている。しかし、これらの諸項目は、財産と人身の保護に対する歳出から見れば金額として多くないとしている。そこで、バベッジは、政府の職能を「財産の保護」と「人身の保護」と規定した上で、それぞれ個別に論じている。

まず、財産の保護についてである。バベッジは、このように述べている。

「一般的な原則（general principle）として、全ての課税は、それに対して租税が支払われるサービスの費用（cost）に釣り合うべきであることは明白である。もしも、そうでなければ、何人かの人々は、彼らが受け取らないサービスに対して支払うことを余儀なくされるであろう。」¹⁰

自らが受け取るサービスに対して租税負担をすることを求めていることから、基本的には利益説の立場にあると思われる。しかしながら、各人の租税負担を「サービスの費用に釣り合う」ようにすると述べていることに注意しなければならない。『選挙権の拡大に関する所見』においても「財産については、各人が自分自身の保護の費用を支払う以上に公平なやり方はない」¹¹と述べていることから、バベッジの見解に変化は見られない。問題は、各人が政府から受け取る利益とその保護の費用に見合う租税負担が、なぜ、また、どのようにして一致するのか、ということである。多少意味合いが違うかもしれないが、財政学のテキストでは、利益説の立場を擁護するものとして、公共財を各消費者の意志に基づい

て租税を支払って交換する「自発的交換の理論」がしばしば紹介される¹²。残念ながら、バベッジの2冊のパンフレットの中に、上述の問題点に関する理論的説明を見出すことはできない。いずれにせよ、財産の保護については、基本的には利益説の立場にたちつつ、各人が自らの保護の費用を負担するのが公平であるとバベッジがとらえていたことをここで確認しておく。

次に、人身の保護についてである。人身の保護は、主に警察により、また間接的には裁判所での訴訟により達成される。もしも、貧しい人々と豊かな人々に対する人身の保護の費用が同じであれば、人頭税（poll tax）のように同じ金額が各人の人身の保護に対して課せられるべきであることが導かれる。しかし、人頭税には、問題点があると指摘する。それは、その税がとても少ないのでない限り、所得の少ないほとんどの人々はその税を支払うことができないから、巨額の税収入を得ることができないことである。

問題は、各人が政府からどの程度の人身の保護を受けているのかということである。利益説の立場に立てば、政府から受ける人身の保護に対する利益が多ければ多いほど、租税負担も大きくなるはずだからである。

「他方、いかなる人であれ人身の自由の価値は、彼が所有する財産の総額に釣り合うとうまく主張されている。貧民は、単に合法的な援助に対して支払ったり、彼の無実を証言してくれる人を彼の裁判官の前に連れて行くお金が不足していることから、彼が身に覚えのない罪で有罪とされていることは決してまれなことではない。…中略…。

そんな諸事例から、貧しい階級の人身の

自由について見積もられる評価がとても低いことがわかるであろう。もしも、そうであれば、この理由に基づくいかなる支払いもまた少なければならず、したがって、課税についての問題点を考える上で無視してよいことになる。しかし、それがもっと合理的な見方だと思うのだが、もしも豊かな階級の人身の自由を保護する費用が、実際に彼らの資産 (means) と明確に釣り合っているのであれば、二つの課税の根拠は、同じ法則に従うであろう。」¹³

『財産税に関する課税の原則』では、貧民に対する政府の保護の費用は少ないから無視し、豊かな人々に対する人身の保護の費用を個人の所有する資産と比例するものとみなすのが合理的な見方だとしている¹⁴。もしも人身の保護の費用が個人の資産と釣り合うのであれば、二つの課税の根拠、すなわち、財産の保護と人身の保護は同じ法則に従うと言っている。

この「同じ法則」とは、どのような法則なのか。バベッジは、さらに続けて、こう述べている。

「課税は、財産も勤労 (industry) も、それらなくしては保護されえないか、存在すらしえない、それらの制度を保持する費用に釣り合うべきである。」¹⁵

政府の職能は財産の保護と人身の保護であるから、それら二つを保護するために政府が負担した費用に釣り合う金額を各人が租税として納めるべきであると主張している。この法則もまた、「一般的な原則 (general principle)」としている。

この一般的な原則を適用する上で、一つの疑問が生じる。すなわち、課税額が一度に徴収されるべきなのか、それとも、ある程度の

金額が周期的に徴収されるべきなのか、という問題である。バベッジは、こう述べている。

「それは、最初の取り決め時に存在する財産とそれらの利益の保護だけを規定するが、一方、保護に必要な金額の総額はたえず変化し、いかなる人間の先見の明をもつてしても予測できないものである。もしも、一部の土地が、この目的のためにとっておかれれば、それは、通常、個人所有者の所有する土地よりも改良されないであろう。したがって、全ての文明国の政府は、彼らの歳入を定期的に納付する方法を採用してきたし、彼らの全ての会計は1年ごとである。したがって、課税は毎年行われるべきであると我々は考えてよいであろう。もしも、そうであれば、その額は、当然、1年間の財産の保護に対して必要な金額により調整されなければならない。」¹⁶

バベッジが、単年度原則を支持する理由としては、以下の二点であることがわかる。① 毎年の財産の保護の費用は変化し、それを正確に予測することはできない。したがって、毎年課税すべきである。② 土地の場合、所有した時点で土地の一部をあらかじめ課税として徴収する方法も考えられるが、そうした場合、政府が所有する土地は個人が所有する土地よりも改良が進まない。

また、単年度原則の立場から、課税額は「1年間に必要な財産の保護の額」により調整される必要があるとしている。当時、知的職業人のような終身的な所得 (life incomes) よりも、地主のような永久的な所得に対して高い所得税率を課すべきであるという意見があったが¹⁷、1年間に保護される財産の保護額が2人とも同じであれば、所得の種類の違いによって所得税率が違うことは不公平となる。

ここまでの議論を総括すれば、各人は、1年間に必要な人身と財産の保護の費用に見合う金額を租税として納めることが公平な租税であると考えていたと言えよう。しかし、パベッジの主張は、さらに展開している。というのも、『財産税に関する課税の原則』では「しかし、この推論に固執することなく、毎年の財産の享有を保証するための毎年の課税額は、その生産額に釣り合うべきであることを示す別の理由がある」¹⁸と、さらに『選挙権の拡大に関する所見』では、「財産に関しては、各人が自分自身の保護の費用を支払う以上に公平なやり方はない。しかし、ここで唯一考察しようと思う、とても一般的な見解として、あらゆる人の財産について、それが生みだしうるものの価値に釣り合う金額を、その保護に対して必要とすると考えることがもっと便利であろう」¹⁹と述べていたからである。そこで、パベッジ自身のより詳しい言及を見てみよう。

「あらゆる種類の財産を享有する力は、全て社会慣習（conventions of society）に依存している。ある人が相続財産からであろうと、永続的か有期的な公債での年金からであろうと、科学的さらに文学的な著作としての彼の知的生産物からであろうと、医学や法律の分野で彼が修得した個人的な知識の販売からであろうと、さらに、商人や店主により資本の使い方に用いられる同様の知識からであろうと、所得を引き出せば、それらなくしては彼の利潤が発生しえなかったそれらの法律と制度が、その年の間中保持されるべきであることが、彼の1年間の所得の受け取りにとって同様に不可欠である。」²⁰

パベッジは、財産所得に限定しているので

はなく、人間の知的労働から派生する所得にも言及していることがわかる。また、いかなる種類の所得であれ、法律と制度が存在することによって彼らは安全に所得を得ることができるのだから、当然その政府活動に対して国民は負担すべきであるとしている。これまでの議論を総括して、このように述べている。

「全体的な帰結は、以下の通りである。

すなわち、この支出を通じて、個々人が土地の生産物、家屋の賃料、漁獲などを得たり、享有したりできるし、彼の公債財産（funded property）の利益を受け取ることが可能になる。一方、それは、政府に全ての職業を保護することを可能にさせ、その結果、それらに従事する人々は、その年の間中、安全に彼らの生活費を稼ぐであろう。」²¹

政府が、職業を遂行する上での安全を確保してくれる結果、人々は様々な種類の所得を得ることができる。したがって、人々は、政府から生活費を稼ぐ上での安全という利益を享受する代わりに、政府活動に必要な経費を負担する必要がある。この負担の仕方として、彼らが受け取る所得額に釣り合った金額を租税として支払う方法、彼自身の言葉を借りれば、「各階級の人々は、これらの諸制度の結果、その年の間に受け取る貨幣価値に釣り合うように支払うべきである」²²ことになる。

先に、各人は1年間に必要な人身と財産の保護の費用に釣り合った金額を租税として納めることが公平な租税であると主張しながらも、ここでより広く支持される見解として、自らが所有する財産が作り出しうるものの価値に釣り合う金額を保護の費用とすることが便利であるとしているのである。つまり、ここでは、事実上、財産が生み出す生産額に釣

り合った課税額となっており、所得額に応じた租税負担と言う意味でむしろ能力説に近くなっている。要するに、課税の根拠としては安全の確保という利益を提示し、負担の公平さについては所得に見合う負担という能力基準を提示している。

このように、公平な租税負担についてのバベッジの見解には論理的一貫性が欠けているように思える。しかし、この矛盾は、所得税制に対する彼の姿勢から少しは擁護できるかもしれない。バベッジは、政治家の義務として、このように主張している。「人民の幸福に影響する諸原則が相対立していたり、協力したりする中で、それ自身が最善である組み合わせでなく、その国民が採用してもよいと思える組み合わせの中で最善のものを選んだり提案したりすることが政治家の義務である。」²³また、「この一般的な原則を適用することに費用がかかったり、困難だったりすることから、それを賢明に細部にまで実行できる規模に限度を設けなければならないこともまた同様に明白である」²⁴とも述べている。つまり、現段階において彼が最善と思う課税方法を提示しながらも、賢明に実行できないとか、国民に広く受け入れられないという理由から、国民が採用してもよいと思える課税の中で最善の方法を提示したとも考えられる。そのため、先に個々人が受け取るサービスの費用に釣り合う租税負担を公平基準として規定しながらも、『財産税に関する課税の原則』においては「もっと合理的な見方」²⁵として、『選挙権の拡大に関する所見』においては「もっと便利である」²⁶として個人が受け取る所得額に釣り合った租税負担を公平基準として示したのかもしれない。

いずれにせよ、こうして、公平な租税とし

て1年間の所得額に対する課税が提示された。しかし、所得税については、議論すべき二つの問題点がある。すなわち、第一に、所得税率について、第二に、所得税控除について、である。

はじめに、所得税の税率についてである。バベッジは、高い所得税率に反対しており、その根拠として、二つの理由が示されている。第一に、所得税率が高すぎれば税の徴収を逃れようとする人々が多くなることである。その結果、正直な人々だけに課税されることになってしまう。第二に、高い所得税率は、資本を自国から他国へと移転させてしまうことである。第二の害悪は、最初のものよりも危険であるとされ、その帰結は、「租税それ自体は、母国に残る資本に以前よりも重くのしかかり、その製造業に従事する企業(manufacturing enterprise)を弱め、資産が少ないために名目上はその苦しみから免れている労働者たちに対してさえ、厳しくのしかかる」²⁷ことになる。

次に、所得税控除についてである。バベッジは、「課税が課せられるべき所得の最低限について考える上で、控除(exemption)の影響が徹底的に吟味されるべきである。これらの影響は、重大な致死に値するほどの危険で満ちているが、今までほとんど注意を払われてこなかった」²⁸述べており、控除についてかなり熟慮していたことがわかる。

控除とは、「彼ら自身の公平な税負担から免れようと努力する中で、他の階級に不当な負担を負わせようとする」²⁹ことである。バベッジの試算によると、有権者を100万人とすれば85万人を超える有権者が1年間に150ポンド未満の所得であり、もしも150ポンド未満の所得に対して控除が行われれば、15万

に満たない人々で所得税を負担することになる³⁰。豊かな人々たちだけから不公平に所得税が徴収されれば、予想される帰結として「資本が国から追い出され、最後には富者の減じた財産が貧者の絶対的な飢餓を生み出すであろう。」³¹控除は、富者に対してのみ不利益となるのではなく、「実際は、全ての産業にとって、もっと致命的である。」³²また、控除は「全ての財産、いやそれどころか、文明社会それ自体を破壊する」という「破滅的な傾向」³³をもっている。要するに、低い所得階級に対する控除は、結果として、彼らに不当な利益をもたらすのではなく飢餓をもたらすだけである。また、控除は、所得税を控除されていない富者に不当な課税負担を負わせるだけでなく、国そのものを窮乏化させるという害悪を生む。

しかし、バベッジは、所得税の控除が許されてよい場合があることも認めている。一つ目が、課税した場合、課税負担者に対して救貧税 (poor rates) や施しが必要になる場合である。二つ目が、徴税費用がその課税収入を上回る場合である³⁴。これら二つの場合を除いて、いかなる控除も認められるべきではない。「控除される階級の数が少なければ少ないほど、その社会の残りの階級が受ける犠牲と危険も少なくなる」³⁵からである。所得税については、大きな徴税費用を必要としないために、二つ目の徴税費用がその課税収入を上回る場合には入らない³⁶。したがって、少なくとも、二つ目の理由から、所得税が控除の対象になってはならない。

こうした予想される控除に伴う害悪を治癒することは、決して難しいことではない。バベッジは、こう述べている。

「これら予想される害悪の治癒は、難し

くも曖昧でもない。全ての控除を廃止しなさい。もしくは、できるだけ低いところまで控除を下げなさい。さらに、控除を要求する全ての有権者から投票する資格を奪いなさい。世論は、すでに不正手段で動かされている。したがって、この変化は、課税に関して健全な状態に世論を修復するために必要であり、利己心 (selfish interests) による偏見を受けていない、その国の公平な知識人の代表者にそれを行うことができる。」³⁷

控除に伴う害悪を治癒する方法として、二つの方法が示されている。第一に、控除を廃止すること、または控除される金額を可能な限り引き下げることである。『財産税に関する課税の原則』の3版の序文では、「いずれにしても、控除は50ポンドを超えるいかなる所得に対しても適用されるべきではない」³⁸と具体的な課税最低限度額が提示されている。第二に、控除を要求する人々から、投票権を奪うことである。この第二の方法については、課税制度と代議制度との関連を示すもので、バベッジ課税論の特質の一つであると考えられるので、節を改めて論じることにする。

2、課税制度と代議制度との関連

バベッジ自身「課税と代議制度は同じ様に広がるべきである」³⁹と述べている通り、バベッジの課税論を論じる上で代議制度との関連の説明は避けて通れない。バベッジは言う。

「所得税が控除されるまさにその性質により、この国の大変多くの有権者たちが、他の課税方式よりもその増加を選ぶことに直接的な金銭的利益をもつ。このような不公平で、かつ政治家らしくない控除の結果、多くの有権者たちが、彼らの代表者たちに

他の全ての税に反対することを誓約するよう強制されるであろう。」⁴⁰

控除が個人の金銭的利益と一致すると認識してしまう有権者は、当然、彼らの代表者たちに対しても控除を求めてしまい、控除を支持する候補者に投票してしまう。その結果、控除が実施されるとともに、知識の乏しい世論は控除の拡大をますます求めてくるであろう。しかし、前述した通り、控除は大きな税負担を強いられる一部の富者を没落させるだけでなく、「文明社会それ自体を崩壊させる」ことを有権者たちは認識すべきである。だから、「一般大衆の中に知識が広がることが、真理という利益の最も誠実な受託者にするとともに、これらの害悪に対する最良の対策である」⁴¹とバベッジは明言している。

しかしながら、残念なことに、世論はすでに不正手段で動かされている。大部分の有権者たちは、私利によって動かされており、政治家の賄賂は軽蔑するが自らが不公平に利益を得る手段としての控除を支持する候補者に投票することにはためらわないのである。そんな課税に関する不健全な世論の状態にあって、正しい所得税制度に改善するためには、「控除を要求する全ての有権者から投票する資格を奪う」ことも必要であると述べているのである。

より具体的には、課税制度と代議制度との関連が、課税額と個人の投票数との関連で論じられている⁴²。

「そこで主張された原則は、国会議員の選挙にまで広げられうと私は考える。

その場合、各人は、彼の人身の自由に依拠して1票を有し、それ以外については彼の所得に釣り合った投票数をもつべきであろう。わが国の代議制度についての一層の

拡大が必要になるときにはいつでも、個人の投票権の拡大から生じる危険は、財産に対して多くの投票数を与えることにより正しく相殺できるであろう。そんなやり方は国の名声を支えるとともに、戦争による資本の破壊的な浪費を防ぐことにより、よい方向へ強く向かわせるであろう。」⁴³

政府の職能には、人身の保護と財産の保護の二つがあったが、人身の保護に対しては平等に1票の投票権を与え、財産の保護に対しては所得に釣り合った投票数を与えるという主張である。つまり、有権者1人に対して1票という平等選挙をバベッジは支持しておらず、多くの所得税を支払う者に、多くの投票数を与えるべきであると考えている。それは「豊かな有権者の多くが、1票以上持つであろうことは正しい」⁴⁴と述べていることから読み取れる。しかしながら、所得の多い有権者に多くの投票数を与えることに対する根拠については、『選挙権の拡大に関する所見』で「確かに、ある階級の人々が、他の人々が与えたお金を使う特権をもつべきであることを提案することは不合理である」⁴⁵と指摘しているだけで、それ以外の詳しい理由については説明されていない。

それでは、より具体的に、いくらの所得に対して何票が与えられればよいのか。バベッジは、様々な試算をしている⁴⁶。しかし、結論として彼が出した答えは、「現在のところ、何らかの決定的な結論を提示することは時期尚早である」⁴⁷というものだった。

3、望ましい課税制度

上述した通り、バベッジは、所得額と投票数との関係について、持論は提示しているが、決定的な結論を出していなかった。最適な税

制についての彼の結論はどうだろうか。

「今、所得税についての何らかの不変の制度を作ることは、とても不得策である。なぜならば、それが基づくところの重要な諸原則（great principles）は、今なお少ししか解決されておらず、また、世論は今なお、それについて十分な説明を受けていないからである。」⁴⁸

やはり、決定的な結論を出すことを避けている。しかしながら、今後の議論が必要であることを前提にしつつも、現時点で彼が望ましいとする課税制度を断片的ではあるが提示している。バベッジは、ナポレオンの課税に関する功績を以下のように論じている。

「あらゆる種類の財産と産業に直ちに目を向けること、それらのうちの一つからあまりに多くの国庫歳入を要求すべきでないこと、その結果として、いかなる強制的な価格の変化を生じさせないこと、それが豊富に流れるあらゆる経路から富を流出させないこと、さらに誰も枯渇させることのないやり方で個人から集めるという、うまく分散化された、正しく、かつ、わかりやすい課税理論で、彼はこの無意味に誇張された理論に対して反対した。」⁴⁹

この一文から読み取れることは、特定の個人や財源に依存せずに、多くの人々と多くの種類の租税から財源をまかなうこと、また、できるだけ市場をかく乱させない、個人の自由な経済活動を妨げることのない、さらに、生産力を下げることのない課税が望ましいと考えていたことがわかる⁵⁰。

前者については、控除を可能な限りなくすべきという彼の主張から見れば、一部の高所得者だけが租税負担することをやめ、低所得の人々も租税を負担することが公平に近いと

考えていたと思われる。要するに、おそらくは、控除を縮小・廃止したり、税種を多くすることで国民に広く薄く租税負担することを求めていると考えられる。

また、後者の自由な経済活動を妨げない、生産力を下げることない課税という意味では、『財産税に関する課税の原則』で、所得税控除が国の富を減らすことをバベッジが指摘していたことについてすでに確認した。課税と生産力との関係については、『機械と製造業に関する経済』においても、課税の様々な影響が、国の生産的な産業をできるだけ阻害しないようにすることが重要であることを述べている⁵¹。

む す び

はじめにでも指摘した通り、2冊のパンフレットを合わせてみても、記述量として多いとは言えず、説明不足、論証不足という印象は否めない。また、課税に対する世論の認識不足を意識して、その成熟を待っていたのかもしれないが、課税制度やそれに関連する代議制度について、確固とした不変の原則を作することは時期尚早であるとしており、バベッジ自身の決定的な結論を下すことを避けているようにも思える。

しかしながら、2冊のパンフレット通じて、少なくともバベッジの課税に対する立場や主旨については読み取れた。

バベッジは課税の根拠として、「財産の保護」と「人身の保護」を提示していた。政府がこの二つの職能を遂行してくれるから、国民は安全に所得を得ることができる。したがって、それらの保護に対して国民が租税負担するのは当然である。

租税負担の公平基準については、自らが受

け取るサービスに対して負担するという利益説と個人の所得額に釣り合った租税負担という能力説の両基準が見られた。

課税の種類としては、『財産税に関する課税の原則』と『選挙権の拡大に関する所見』の両パンフレットともに所得税が主要な分析対象となっており、この所得税については税率と控除が検討課題として示されていた。所得税率については、高い税率に反対しており、その理由は、税の負担を拒む人が増加することと、資本の海外移転であった。所得税控除については、救貧税や施しが必要なくらいに貧しい場合と徴税費用が税収入を上回る場合を除いて導入されるべきではないと考えている。控除は貧しい階級にとって利益になると考えられているかもしれないが、実際のところは国そのものを窮乏化させて、控除を受けない豊かな人々だけでなく、控除を受けることができる貧しい人々にとっても利益とはならない。バベッジは、一部の富者だけが租税負担をするのではなく、国民全体が広く薄く租税負担することをおそらくは求めていた。しかしながら、有権者たちは控除のもたらすこの帰結に気づいておらず、そのため、政治家たちに控除の支持、拡大を求めてしまう。こうした、正しい世論が形成されていない中で理想的な課税制度を作り上げるためには代議制度を変える必要があろう。バベッジは、一人の有権者が平等に一票を投票するのではなく、多くの所得税を支払う豊かな人々に多くの投票を与えるやり方を提唱していた。

注

- 1 バベッジに関する先行研究については、村田、1996年、3-4頁：村田、1997年、1-2頁、を参

照。

- 2 バベッジは1834年に設立されたロンドン統計協会の設立に深くかわかり、その後の発展にも寄与した。see Babbage, 1851, p.11：新戸、1996年、143-144頁。
- 3 バベッジは、1833年の下院議員選挙に立候補している。このときの選挙の結果は、3位の次点であった。2年後の補選にも出馬しているが、このときも落選した。新戸、1996年、144-146頁、を参照。
- 4 バベッジの経歴については、see Froehlich, 1985, pp.119-124：Blaug, 1986, pp.3-4. 訳、5-7頁：今井、1974年、40-45頁。
- 5 『財産税に関する課税の原則』は、ホウグランド (Hoagland) によれば、1848年に初版、1851年に2版、1852年に3版、さらに1907年に4版が出版されている。バベッジ全集には、3版が掲載されており、本稿はバベッジ全集から3版を用いた。2版では、短い序文と本文中に数段落の追加が行われている。3版では、長い序文が付け加えられている。

なお、この『『財産税に関する課税の原則』』については、このパンフレットの中に記されている、「公正な一日の労働に対して公正な一日の賃金 (*a fair day's wages for a fair day's work*)」(Babbage, 1848, p.54. 原文中イタリック) という一文が、バベッジの経営管理の特質、すなわち、F.W. テイラー (Taylor) との類似性を示すものとして高く評価されてきた。しかし、このパンフレット自体は課税制度と選挙制度を取り扱ったもので経営管理を直接取り扱ったものではないことを念頭におく必要がある。see Hoagland, 1954, p.260：一條、1989年、127-128頁。

- 6 Babbage, 1848, p.43
- 7 Babbage, 1848, p.43
- 8 Babbage, 1848, p.46
- 9 『機械と製造業に関する経済』(*The Economy of Machinery and Manufactures*, 1832) では、課税は自由 (liberty) と財産の保護のために不可欠とされている。財産については『財産税に関する課税の原則』、『選挙権の拡大に関する所見』と同

じであるが、自由が「人身の自由」と同義なのかについては、詳しい言及がないために結論を出せない。

10 Babbage, 1848, p.43

11 Babbage, 1865, p.183

12 たとえば、能勢、1986年、42-45頁、を参照。

13 Babbage, 1848, pp.43-45

14 人身の保護に対する費用について、『選挙権の拡大に関する所見』では「ごく一般的な見方でその話題を考察すると、人身の保護に対する費用は全ての社会階級において、ほとんど同じであると思われるだろう。そこで、各人は人身の保護に対して同じ一定の金額を支払うべきである」(Babbage, 1865, p.183)と述べて、人身の保護に対する租税負担を全ての者に対して同じとみなすべきであるとしている。人身の保護の費用が各人の資産と釣り合うとする『財産税に関する課税の原則』とは、見解が違っている。

15 Babbage, 1848, p.45

16 Babbage, 1848, p.45

17 バベッジは、このような終身的な所得よりも永久的な所得に対して高い税率を課すべきであるとする見解を「保険計理人的見解 (actuaries' view)」(Babbage, 1848, p.34)と呼んでいる。さらに、公平な所得税の基準として流布しているものとして、「課税を強いられる全ての人々が、同じ程度の不便さを受けるように課税が調整されるべき」とする「均等犠牲原理 (equal sacrifice principle)」を紹介している。この「均等犠牲原理」に対しては、異なる個人が課税から感じる不便さの大きさを正しく評価することは不可能だから、公平な課税原則にはなりえないとしている。see Babbage, 1848, p.34

18 Babbage, 1848, p.46

19 Babbage, 1865, p.183

20 Babbage, 1848, p.46

21 Babbage, 1848, p.47

22 Babbage, 1848, p.47

23 Babbage, 1848, p.56

24 Babbage, 1848, p.43

25 Babbage, 1848, p.45

26 Babbage, 1865, p.183

27 Babbage, 1848, p.50

28 Babbage, 1848, p.50

29 Babbage, 1848, p.51

30 バベッジは商務省の報告書を基に、以下の表を示している。

年所得(1846年) ポンド	同金額を受け取った人数	100万人に対する上述の割合
10	84,613	319,000
20	125,784	472,280
100	218,243	822,900
200	242,623	914,830
400	256,548	967,320
600	260,721	983,040
1,000	263,445	993,330
2,000	264,671	997,930
4,000	265,016	999,250
4,000以上	265,218	1,000,000

ただし、バベッジはこの表の数値を正しい数値として取り上げているのではなく、「現在知られている唯一の資料」として用いている。see Babbage, 1848, p.52

『財産税に関する課税の原則』の3版では、控除の有害さを指摘するために家屋税 (house tax) も例証されている。家屋税に対する批判も、所得税控除に対するこの批判と同じ観点から行われている。つまり、1年間に20ポンド未満の全ての家屋を控除することになれば、イギリスにある350万戸の家屋のうち50万戸だけが課税されることになり、家屋所持者の6/7近くが家屋税から免れることになる。see Babbage, 1848, p.38

31 Babbage, 1848, p.51

32 Babbage, 1848, p.53

33 Babbage, 1848, p.41

34 see Babbage, 1848, p.38 : Babbage, 1848, p.49

35 Babbage, 1848, p.40

36 see Babbage, 1848, p.51. 家屋税もまた、徴税費用が課税収入を上回る場合に入らないとされている。see Babbage, 1848, p.38

37 Babbage, 1848, p.53

38 Babbage, 1848, p.40

39 Babbage, 1865, p.183

- 40 Babbage, 1848, p.51
- 41 Babbage, 1848, p.50
- 42 『選挙権の拡大に関する所見』にも、以下に引用する同様の記述が見られる。「下院の代表者たちに投票する権利は、ここで主張された原則にしたがって、二つの事柄に依存すべきである。1、人身の保護に対する単記式投票 (single vote)。2、それが保護されるべきその年間の彼の財産の年生産物に釣り合った多くの投票。」(Babbage, 1865, p.183)
- 43 Babbage, 1864, p.329
- 44 Babbage, 1848, p.52
- 45 Babbage, 1865, p.183
- 46 3種類の試算が与えられている。この試算については、see Babbage, 1865, p.184
- 47 Babbage, 1865, p.185
- 48 Babbage, 1848, p.40
- 49 Babbage, 1848, p.32
- 50 1832年の有権者に対する演説からも、この主張を裏付けることができる。この演説の中で、バベッジは、課税の低下を行うとすれば、どの課税を廃止すればよいのかについて彼の意見を述べている。それによれば、まず知識にかかる税金を、次に技術と資本の自由な営みを束縛することにより、その国の生産力を著しく妨げる税を、その次に急な事情により不平等に課せられた税を、廃止すべきであると主張している。see Babbage, 1832(b), pp.130-131
- 51 『機械と製造業に関する経済』では、課税と生産力との関係は、断片的に、関税、戻し税、補助金を事例にして取り上げられている。これらの政策は、生産力のない生産分野に資本を投下し続けさせること、彼自身の言葉でいえば、「製造業者が、彼の資本を無駄に用い続けるようにさせるために与えられた救済金 (charity) であって、商業や製造業の活気 (spirit) が多くない国に新しい製造業を導入する場合を除いてほとんど擁護されえない」(Babbage, 1832(a), p.240) ものである。

参考文献

- Babbage, C., 1832(a), *The Economy of Machinery and Manufactures*, in *The Works of Charles Babbage*, Vol.8, William Pickering
- Babbage, C., 1832(b), *Mr Babbage's Address to the Electors of the Borough of Finsbury*, in *The Works of Charles Babbage*, Vol.4, *Scientific and Miscellaneous Papers I*, William Pickering
- Babbage, C., 1848, *Thoughts on the Principles of Taxation with Reference to a Property Tax and Its Exceptions*, in *The Works of Charles Babbage*, Vol.5, *Scientific and Miscellaneous Papers II*, William Pickering
- Babbage, C., 1851, *The Exposition of 1851*, in *The Works of Charles Babbage*, Vol.10, William Pickering
- Babbage, C., 1864, *Passages from the Life of a Philosopher*, in *The Works of Charles Babbage*, Vol.11, William Pickering
- Babbage, C., 1865, *Thoughts upon an Extension of the Franchise*, in *The Works of Charles Babbage*, Vol.5, *Scientific and Miscellaneous Papers II*, William Pickering
- Blaug, M., 1946, *Great Economists before Keynes: an Introduction to the Lives and Works of 100 Great Economists of the Past*, Harvester-Wheatsheaf. 中矢俊博訳、1989年、『ケインズ以前の100大経済学者』、同文館
- Froehlich, L., 1985, "Babbage Observed," in *Datamation*, Vol.31, No.6, March, Chicago
- Hoagland, John H., 1954, *Charles Babbage-His Life and Works in the Historical Evolution of Management Concepts*, The Ohio State University
- Wren, Daniel A., 1979, *The Evolution of Management Thought*, second edition, Wiley.
- 車戸實監訳、1982年、『現代経営管理思想』、マグローヒル好学社
- 一條淳弥、1989年、「近代的経営管理の生成 (II) — チャールズ・バベッジの分業論を中心に —」、『商学論纂』(中央大学)、第31巻、第1号

今井忍、1974年、「チャールズ・バベッジの思想とその業績」、『成蹊大学経済学部論集』、第4巻、第2号

新戸雅章、1996年、『バベッジのコンピュータ』、筑摩書房

能勢哲也、1986年、『現代財政学』、有斐閣ブックス

村田和博、1996年、「バベッジ『機械と工業に関する経済』における経営管理思想について」、『経済学研究』（広島大学）、第13集

村田和博、1997年、「C. バベッジ『機械と工業に関する経済』における労務管理思想について」、『経済学研究』、第14集